

県内建設業の持続的な発展に向けて ～埼玉県 県土整備部の取組～

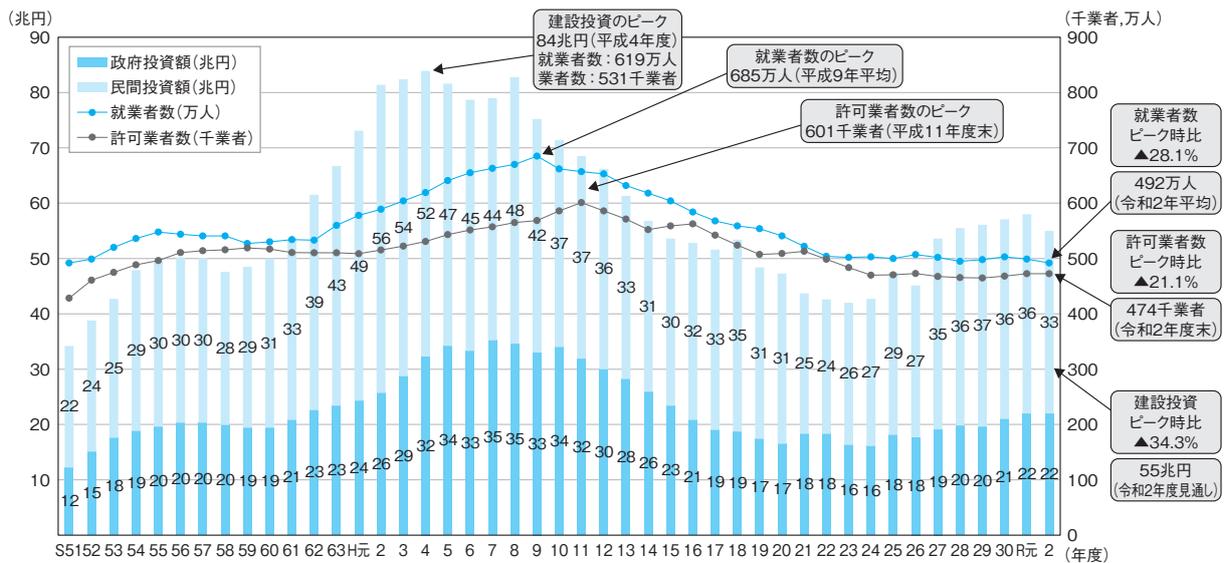
埼玉県 県土整備部 建設管理課

1. はじめに

建設業は、社会インフラの整備や維持管理、類
 発化・激甚化する災害からの復旧等、県民生活の
 安心・安全のために欠かせない産業となっている。
 しかしながら、我が国の建設投資は平成4年
 度（1992年）をピークに大幅に減少し、民間需
 要の低迷などで建設市場全体が冷え込む中、価格
 競争によるダンピングや下請け企業へのしわ寄せ

等の影響により、建設業就業者の賃金の低下や長
 時間労働が発生し、離職者の増加や若年者の入職
 の減少を招くこととなった。

令和2年度末（2021年3月）現在、建設業許
 可業者の総数は474千業者となっており、ピーク
 時の平成11年度末（2000年3月）に比べ約21%
 減となっている。また、建設業就業者数について
 は、令和2年度（2020年）で492万人となっ
 ており、ピーク時の平成9年度（1997年）と比べ
 約28%減となっている（図-1）。



注1 投資額については平成29年度（2017年度）まで実績、平成30年度（2018年度）・令和元年度（2019年度）は見込み、令和2年度（2020年度）は見直し
 注2 許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値
 注3 就業者数は年平均。平成23年（2011年）は、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値
 注4 平成27年（2015年）産業連関表の公表に伴い、平成27年以降建築物リフォーム・リニューアルが追加されたとともに、平成23年以降の投資額を遡及改定している

出典：国土交通省資料

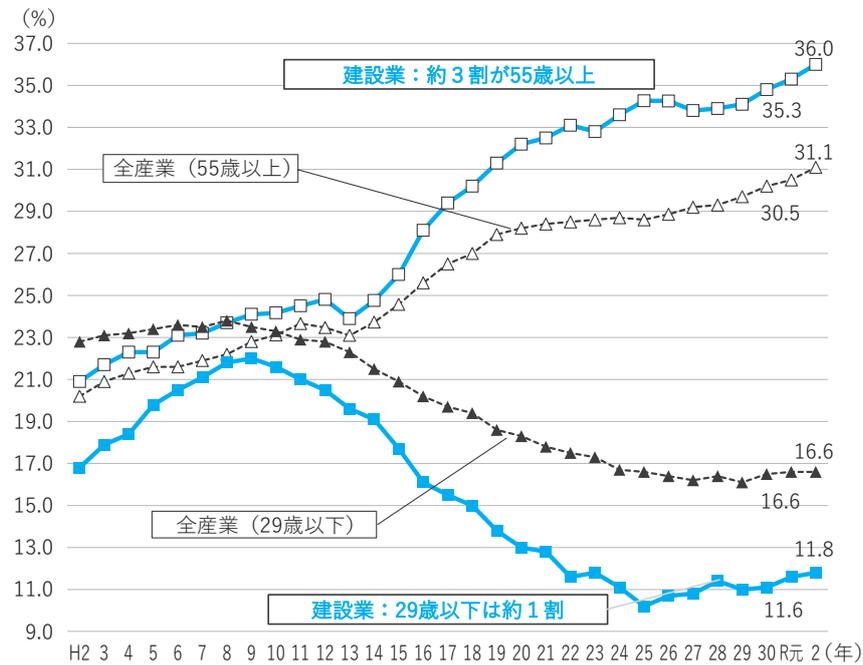
図-1 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

さらに、令和2年（2020年）の建設業就業者の年齢構成を見ると、その割合は、55歳以上が建設業就業者全体の36.0%、29歳以下は11.8%となっている。平成9年（1997年）時点では、55歳以上が約24%、29歳以下も約22%であり、大きな差がなかったことから、高齢化の進行が著しい現状が分かる（図-2）。

本県の建設業就業者の年齢構成についても、令和2年（2020年）の割合は、55歳以上が建設業

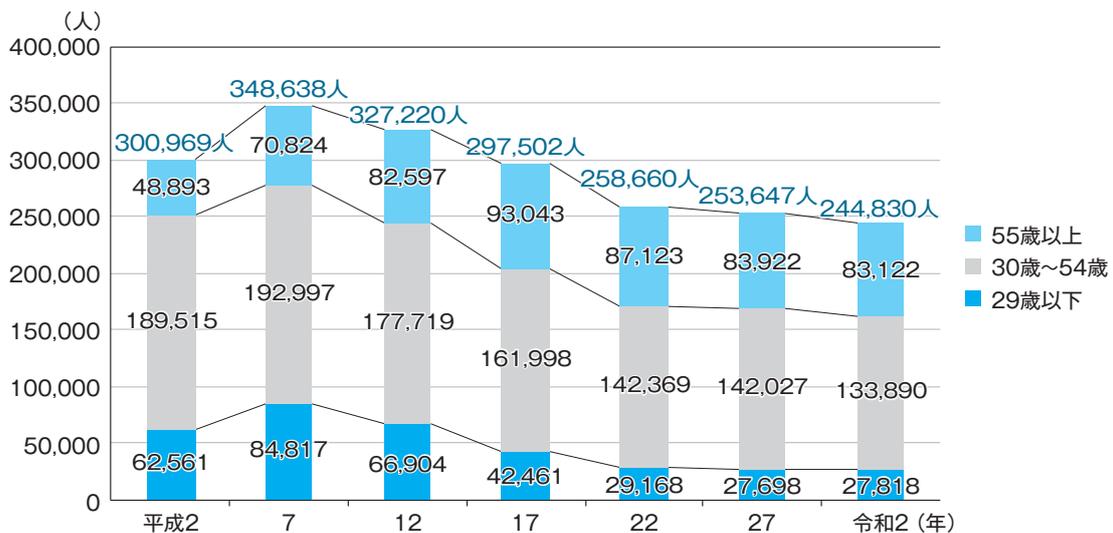
就業者全体の34.0%、29歳以下は11.4%となっており、全国と同様の傾向にあることが分かる（図-3）。

10年後、この約3割を占める55歳以上の就業者の大量退職は避けて通れず、それに備え、建設業を担う若手入職者をいかに確保・育成し、施工水準を維持していくのが喫緊の課題となっている。



出典：国土交通省資料

図-2 建設業就業者の高齢化の進行



※国勢調査結果より算定

図-3 埼玉県内の建設業就業者の推移

2. 埼玉県の実践

担い手確保のためには、業界の働き方改革を進め、建設業が魅力ある職場として認識される必要がある。県土整備部では、休日及び賃金の確保などの就労環境の改善や、デジタル化による建設現場の生産性の向上などに取り組んでいるところである。以下に、取組を紹介させていただく。

(1) 働き方改革の推進

① 施工時期の平準化

公共工事は予算の成立をもってスタートするため、年度当初は仕事量が少なく、逆に年度末は仕事が集中する状況にあり、施工時期の平準化を図ることが課題となっている。

施工時期の平準化は、建設業の担い手確保、建設企業の人材・資機材の効率的な活用や経営の安定化につながる重要な取組であり、公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる「品確法」において発注者の責務として規定された。

県土整備部では、平成26年度から平準化の取組に着手し、平成30年度からは平準化率90%以上の高い目標を掲げて取組を進めている。安定的に平準化率の目標を達成していくためには、年度当初に確実な工事量を確保できるゼロ債務負担行為の活用や、積算の前倒しによる早期発注を積極

的に推進していくことが有効であり、引き続き平準化率の向上に努めていく（図-4）。

② 休日の確保

建設業は、年間の出勤日数が多く、実労働時間も全産業の平均を大きく上回っている状況にあり、業界の働き方改革の推進に向けて休日の確保は必要不可欠である（図-5）。

県では、工事現場での週休2日の実現に向けて、平成28年7月から、総合評価方式において週休2日に相当する4週8休の工程管理を行うことに対して加点評価を行っている。また、平成29年度からは、国、県、さいたま市、一般社団法人埼玉県建設業協会と協働で、業界の週休2日に対する意識の醸成を図るため、「県内公共工事の土曜一斉休工（ハッピーサタデー）」を実施している。

さらに、令和元年度からは、県土整備部発注工事において必要な工期と経費を上乗せ計上する「週休2日制モデル工事」を実施し、業界の休日確保に向けた取組を推進している。令和4年度からは、緊急工事等対象外工事を除き、県土整備部の全ての工事を週休2日制モデル工事として発注しており、時間外労働の上限規制が適用される令和6年4月に向けて対象となる全ての工事でも4週8休を契約条件とする「発注者指定型」による発注を目指していく。

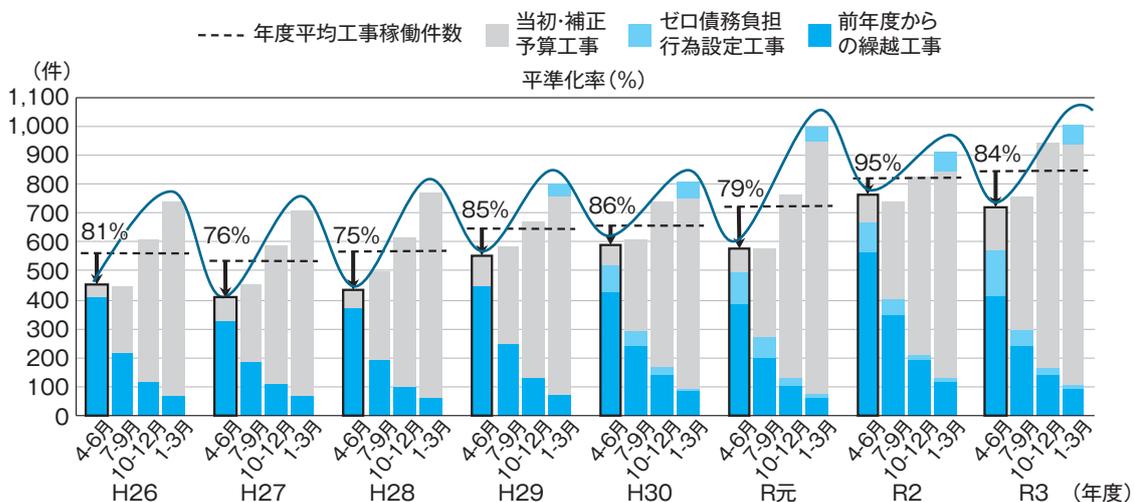
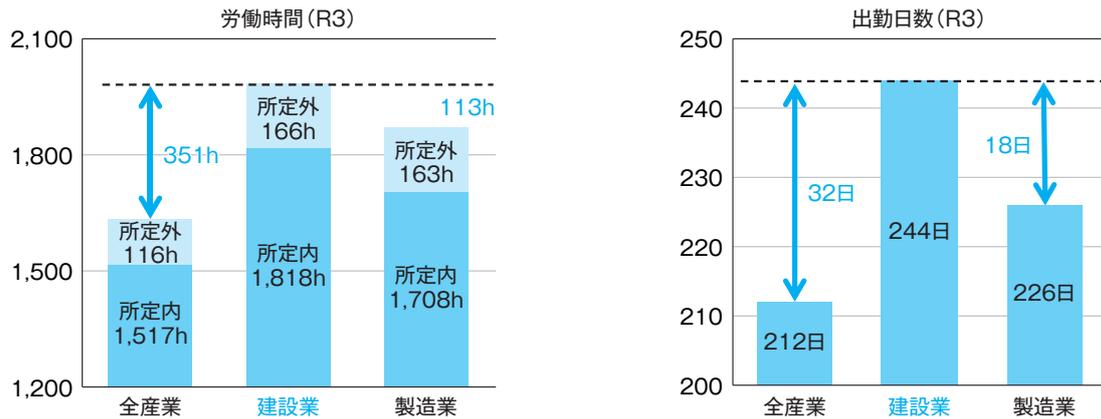


図-4 工事稼働件数の推移 (県土整備部)



※所定内：就業規則で定められた勤務時間内の労働時間
 ※所定外：就業規則で定められた勤務時間を超えた労働時間

出典：厚生労働省 毎月勤労統計調査

図－5 建設業就業者の年間の労働時間及び出勤日数

③ 建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用モデル事業

国土交通省では、建設技能者の資格や社会保険の加入状況、現場の就労履歴等を業界横断的に登録・蓄積する「建設キャリアアップシステム (CCUS)」を構築し、平成31年4月から本格運用を開始した。

県としても、建設キャリアアップシステムの普及とシステム登録の促進に向け、「埼玉県 県土整備部「建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用モデル工事」試行要領」を令和3年10月に策定し、令和4年1月から施行を開始した。実工期が30日以上の県土整備部発注工事を対象とし、発注方式は、発注者が実施を義務化する「発注者

指定型」と、契約後に受注者から申し出がある場合に発注者との協議によりモデル工事として設定する「受注者宣言型」がある。インセンティブ措置として、カードリーダーの設置やカードタッチに対する費用の助成や工事成績評価の加点対象とし、令和4年度は30件程度の発注者指定型の発注を行う予定である。

このシステムの活用を促進させ、建設技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたる担い手の確保に努めていく。

(2) 生産性向上への取組 (情報通信技術の活用)

本県では、令和3年3月に「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」を策定し、同

表－1 ICT施工の実施状況 (県土整備部)

	合計		内 訳				備 考 (実施工種、事業)
			発注者指定型		受注者希望型		
	発注	実施	発注	実施	発注	実施	
H 28	1	1	1	1	0	0	土工
H 29	28	11	2	2	26	9	
H 30	58	20	3	3	55	17	
R 元	97	26	7	7	90	19	土工、舗装工、地盤改良工
R 2	121	38	10	10	111	28	土工、舗装工、地盤改良工
R 3	197	70	24	24	173	46	土工、舗装工、地盤改良工、 法面工、舗装修繕工
H 28～R 3 合計 (6年間)	502	166 33.1%	47	47 100%	455	119 26.2%	河川事業 143件 道路事業 23件

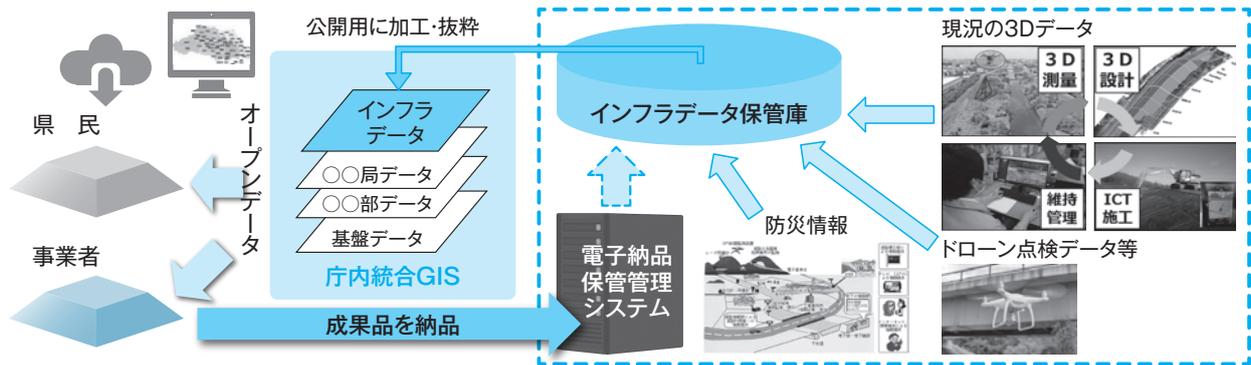


図-6 インフラデータ保管・閲覧システムの構築イメージ

年12月にDXで目指す将来像である「DXビジョン」と、令和3年度から5年度までの3年間の具体的工程である「ロードマップ」を策定した。

建設インフラ分野においても、CIMやICT施工をはじめとする各種取組のロードマップを策定したところである。令和3年度は、引き続きICT施工の普及促進に努めるとともに、県管理の道路や河川において3D測量に着手したほか、3D対応のPCやソフトを導入し、3D対応環境整備にも取り組んでいる（表-1）。令和4年度も、引き続き3D対応環境の整備、3D測量を進めるとともに、膨大で多様なインフラデータを効率的に利活用するための仕組みや、庁内統合GISとの連携に向けたシステムの要件検討を行っていく（図-6）。

今後も、デジタル技術を活用しながら、生産性向上に向けた取組を推進していく。

3. おわりに

本県は、今後10年以内に大きな転換点を迎える。戦後一貫して増加を続けてきた本県の人口が、間もなく減少に転じるとともに、令和12年（2030年）にかけて全国で最も速いスピードで後期高齢者が増加すると見込まれている。また、台風などの激甚化・頻発化する災害や、新型コロナウイルス感染症の拡大が未曾有の危機をもたらす一方で、そうした危機への対応がデジタル技術の活用を飛躍的に拡大・浸透させ、新たな社会生活への変革が進む契機ともなっている。

そのような状況下で、安心・安全な県民生活を支える建設業を持続的に発展させていくためには、担い手の確保と同時に、いかに生産性を向上できるかに尽きる。今後も、必要な対策を講じ、魅力ある建設業の実現に取り組んでいく。